

平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日開会

平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日閉会

平成 1 8 年 1 1 月

第 3 回臨時会会議録

小豆島町議会

平成 1 8 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 4 8 号

平成 1 8 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日 (火)
 - 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
 - 3 . 付議事件 (1) 平成 1 8 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 2 号)
について
(2) 内海中学校校舎建設工事請負契約について
-

開 会 平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日 (月曜日) 午後 2 時 1 0 分

閉 会 平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日 (月曜日) 午後 2 時 4 7 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	11月13日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰	×		
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
内 海 統 括 室 長	八 代 豊			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	秋 長 邦 広			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	真 渡 健			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 野 俊 昭			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介護老人保健施設事務長	岡 田 弘 彦			
病 院 事 務 長	松 下 智			
出 納 室 主 幹	高 橋 龍 司			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

平成18年第3回小豆島町議会臨時会議事日程（第1号）

平成18年11月13日（月）午後2時10分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第50号 . 平成18年度 小豆島町一般会計補正予算（第2号）について
(町長提出)
- 第4 議案第51号 . 内海中学校校舎建設工事請負契約について (町長提出)

開会 午後2時10分

議長（中村勝利君） それでは、ただいまより臨時会を開会いたします。

今期臨時会の議事日程等につきましては、午前中に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のごあいさつと合わせ、事件についておわびの言葉があります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会11月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日上程させていただきます議案につきましては、小豆島町議会会議規則第19条第1項の規定に基づきまして事前に議長の許可をいただき、議案第50号及び議案第51号の2件とし、議案第52号及び議案第53号につきましては撤回をさせていただいております。このことにつきましては、既に皆さんのお手元に資料としての議案を配付しておりましたとおり、内海中学校校舎建設電気設備工事請負契約についてと内海中学校校舎建設機械設備工事請負契約についての2議案を撤回させていただいております。

今般の内海中学校校舎建設工事につきましては、一般競争入札を採用し入札公告を行いました。この際に入札者に対し入札金額に係る積算の内訳を明らかにした電子ファイルを提出することを義務づけておりました。しかしながら、さきに申し上げました2件の入札に関し、このデータを持参していない業者があったにもかかわらず、事後提出するとの確認の上入札を執行いたし、落札者を決定した次第でございます。しかしその後、この判断が間違いであることが判明いたし、落札決定を取り消すことになりましたので、当該議案を撤回させていただいたわけでございます。

本日上程いたしております2つの議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ここで訂正をお願いします。

議案書の3枚目、小豆島町議会臨時議会議事日程第1号となっております別紙ですが、午後1時30分開議となっておりますけれども、2時開議とお知らせしましたが、2時10分開議にお直しをお願いいたします。

本日の欠席届け出議員は1名です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立しました。

これより開会します。(午後2時15分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(中村勝利君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、10番植松勝太郎議員、11番渡辺慧議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長(中村勝利君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 議案第50号 平成18年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)について

議長(中村勝利君) 次、日程第3、議案第50号平成18年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(坂下一朗君) 議案第50号平成18年度小豆島町一般会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計補正予算(第2号)で補正をお願いいたしますのは、内海中学校校舎建設事業

につきまして同工事が2カ年にわたりますことから、自治法第214条で規定されております債務負担行為を定めようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第51号 内海中学校校舎建設工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第51号内海中学校校舎建設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第51号内海中学校校舎建設工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

現在の内海中学校校舎につきましては、平成16年2月に内海町立学校等施設整備基本計画策定委員会の答申を受けて全面改築に向けての取り組みを進めてまいってまいりましたが、6月議会における施政に関する所信要旨及び小豆島町平成18年度予算に基づき、建てかえ工事に着手いたしております。

つきましては、校舎建設工事の契約締結について地方自治法第96条第1項第8号の規定

により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第51号内海中学校校舎建設工事の請負契約についてご説明を申し上げます。

一部町長の提案理由と重複いたしますけれどもお許しをいただきます。

現在の内海中学校の主な建物につきましては、昭和48年、49年建設の校舎棟、昭和38年、それから58年建設の特別教室棟、及び昭和51年建設の屋内運動場となっております。老朽化の方が進んでまいっておりますし、耐震性に問題が生じてきております。このため、今期全面改築を行おうとするものでございます。

全面改築に至った経緯ですけれども、旧内海町で組織をいたしました町立学校等施設整備基本計画策定委員会から早急に耐力度調査を実施し、その結果により現在地で全面改築に着手すべきとする答申を受けました。耐力度調査を実施しましたところ、昭和58年建設の技術科教室棟を除くすべての棟が基準点以下でございました。構造上危険な状態にあるという結果でございました。

この調査結果を踏まえまして、子供たちが安全な環境のもとに安心して教育が受けられるよう、生徒の安全確保という面、また加えまして非常災害時の避難施設という面から全面改築を行うことといたしまして、基本実施設計業務、地質調査を経て、このたび建設工事の発注、契約の段階を迎えました。

工事の発注に当たりましては、全体事業費や工事の種別等を考慮し、工種別のコストが明快であること、また専門工事業者の育成などを目的に校舎本体、電気設備、機械設備工事に分けた分離発注といたしました。また、入札の方法につきましても、入札、契約に関し不正が起きにくく、公正な競争が期待できるとされている一般競争入札といたしました。一般競争入札には、入札におけます競争参加資格の確認など事務量が多くなる問題もありますけれども、手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、それから手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、また入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多いので競争性が高いというふうに言われております。

一般競争入札には、制限を設けない一般競争入札と、入札参加資格など制限を設ける制

限つき一般競争入札がございます。県では、設計金額で5億円から24億3,000万円までが制限つき一般競争入札としておりまして、24億3,000万円を超える場合は一般競争入札という指定料でございます。内海中学校の建設事業につきましては校舎全体の設計金額が10億円を超えますので、県の例を参考にいたしまして入札参加に一定の条件を付した制限つき一般競争入札を採用することにいたしました。

議案第51号が校舎本体の工事の請負契約についての議案ですけれども、校舎建設工事の入札につきましては去る9月27日に入札参加資格等の公告を行いましたところ、議案書の5ページの6のところに記載をしておりますとおり、1組の共同企業体と10の単体企業から参加の申し込みがございました。この11企業によりまして今月9日に入札を執行いたしましたところ、香川県高松市錦町1丁目8番41号、株式会社奥村組四国支店、執行役員支店長高見一夫が7億9,065万円で落札をいたしました。工期につきましては、今臨時議会でご承認をいただいた後、町の指定する日から平成20年1月31日までとさせていただきます。

続いて、工事の概要ですけれども、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり3階建てで、建築面積は2,289.45平米、延べ床面積につきましてはR階、いわゆる塔屋でございますけれども、この塔屋を含めまして5,371.04平米の校舎棟と、鉄筋コンクリートづくり平家建てで延べ床面積23.5平米のポンプ室となっております。

議案書5ページの次のページからですけれども、図面を添付しておりますけれども、図面-1が全体の施設配置図となっております。図面-2、3、4ですけれども、1階から3階までの平面図でございます。図面-5、6が立面図となっております。図面-5が南面、運動場側からと西側、内海病院から見た立面図でございます。図面-6が北面、山側になりますけれども、山側から見た立面、それから東面は木庄川になりますけれども、そちらから見た立面図となっております。図面-7が校舎を東西と南北方向に切った断面図ということになっております。

平面計画それから立面計画等につきましては、去る7月臨時議会の後の議員懇談会でコンサル業者さん出席のもとにご説明をさせていただいておりますので詳細な説明は省略をさせていただきますけれども、本校舎の特徴的なものを申し上げますと、屋根につきましては切り妻タイプとしております。壁面にはタイルを使用することにいたしております。それから、普通教室の床ですけれどもフローリングです。それから、廊下と間仕切りにつきましては木製の建具、それから廊下の壁面は腰壁とするなど、できるだけ木を使ったものとなっております。廊下につきましても材質は複合フローリングで、廊下の幅ですけ

れども、現在の中学校の廊下幅は2.1メートルですけれども、それよりも若干広めにして2.5メートルを確保してございます。特に、普通教室の前ですけれども、6メートルを確保いたしまして、ワークスペースとして多目的に利用できるように計画をしてございます。

教育環境といたしましては、障害のある生徒たちが支障なく学校生活を送れるよう、エレベーターそれからスロープ、手すりなどを設置いたしまして、バリアフリー化を図ることといたしております。それから、身体者用のトイレ、それから多目的トイレ等も設置をすることにいたしております。

また、高潮対策といたしまして、現在の校舎の高さよりも47センチほど高くした計画となっております。一昨年の高潮水害被害の水位からまだ35センチの余裕ある高さを確保したのとなっております。

なお、屋内運動場につきましては、平成19年度に実施計画を行いまして翌20年度建設という計画で今のところ進めてございます。

以上、簡単ですけれども、校舎本体工事の請負契約についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま議案第51号の提案理由の中でちょっと訂正をいたしますのでお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号の規定によりと申しましたが、これを第1項第5号の規定によりと訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 入札業者11社ということで、落札業者以外の10社、つまり10社の入札額、消費税抜きの金額で幾らか、それぞれお願いしたいと。それと、予定価格が税抜きで幾らかということ。それと、設計概要が、延べ面積が計5,371.04平米ということですが、今現在の校舎、これの延べ面積が幾らかいうことを伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） それでは、予定価格ですけれども、9億3,665万2,500円。それから、入札の金額ですけれども、低い方に順に言っていった方がいいです

か。それともずっと……

(14番村上久美君「穴吹工務店から」と呼ぶ)

この順番ですね。穴吹工務店、9億5,500万円です。谷口建設興業、8億3,700万円。鴻池組四国支店、7億7,000万円。奥村組ですけれども、税抜きでいたしますと7億5,300万円になります。富士建設株式会社、8億8,800万円です。それから、菅組ですけれども、8億9,500万円です。それから、佐伯・壺井共同企業体ですけれども、8億3,500万円です。それから、合田工務店、7億9,500万円です。西松建設四国支店、8億2,800万円。佐伯建設四国支店、8億4,500万円です。それから、光建設、8億2,000万円です。

現在の校舎の延べ床面積、ちょっと正確な数字じゃないんですけども、計画してる新校舎よりも300平米程度少なかったと思っておるんですが、ちょっとうち坂東副主幹に出席を願っておりますから、その辺確認していただいたら。

議長(中村勝利君) 坂東副主幹。

学校教育課副主幹(坂東民哉君) 校舎の面積につきましては、今回の発注につきましては建築確認申請の面積ということで5,371平米としておりますけれども、現在の校舎面積を文科省の基準面積でしか覚えてませんので、そちらの方でお答えさせていただきます。

文科省の基準面積で申しますと、今回の新校舎が実際は100平米ほど少ない15,264平米になります。現在の校舎が文科省の基準面積で約4,650平米で、これには渡り廊下等が含まれておりませんのでこの渡り廊下を含めまして4,960平米ぐらいになります。ですから、今回の新校舎の方が300平米ほど大きいということになります。

以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

4番森議員。

4番(森 崇君) 公共工事でいろんなことが世間ではいっぱい起こるわけですけど、前回内中も30周年の割には傷んだなという印象が僕らもありましたし、今度の池田小学校、大きな傾きでは決してなくて家はしっかりしてました。僕らも調査させてもらったんですけど。床がまあ少し問題があったということですけど。

この公共工事、工事請負契約して工事済んで10年、20年たつと、当然首長もかわる、職員もかわる、そういう状況下でするとチェックのしようがないという現象があるんでしょうか。そういう意味で言うと、何か起こったときにその業者ときちんとそういうことが起

こったときはこうさせてもらいますよというような契約内容というのがあるのかないのかをお聞きしたいと思います。

それと、結果的に部分的な下請に回したり、下請の下請に行ったりということでしょうか。そうすると、次、次、よく言われる安い金額でやらざるを得んという現象がこの学校の中でも起こるのでしょうか。この契約者のみが全部やってしまうんですか。えらい素人的な質問で申しわけないですけど、お願いします。

議長（中村勝利君） 坂東副主幹。

学校教育課副主幹（坂東民哉君） 請負業者の建築の場合の責任期間ですけれども、一般的いうんですか、公共物の場合は竣工検査1年後に途中の再度検査、最終的には2年後でその時点までに生じたものについては基本的に業者の負担の方で補修いうんですか、そのあたりをしていただいております。

以上です。

（4番森 崇君「下請の下請はないのかとかという質問。えらい失礼な質問。常識がのうて申しわけないですけど教えてください」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 4番議員のご質問に答えたいと思いますが、現時点におきましてはわかりませんが、通常の場合、こういう場合は法で認められた下請制度の適用というのが考えられると思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） そういった意味で、どういうんですかね、すべてがそういうふうになるとは僕は思いませんが、そうであってはならないんですけど、池田の校舎、小さい問題いやあ小さい問題なんですけど、そういうことが起こらないように今回特に注意して契約したということはありませんか。今言ったように、1年、2年後に生じたら業者が責任持ついうんはわかるんですけど、例えば地盤が緩かったということで池田の校舎なんかは床がどっと落ちてきたわけですけど、10年後に落ちてくるという現象が多分起こったと思うんです。そういう意味で言うと、この池田の校舎とか、内中はどうだったかは実際言えませんけど、何か今回気をつけて契約したということありますか、ありませんか。

議長（中村勝利君） 坂東副主幹。

学校教育課副主幹（坂東民哉君） 契約につきましては、内海町の所定の様式の契約ということで、そのあたり4番議員さんが指摘されたような特に変更したような契約ではございません。

（4番森 崇君「結構です」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 瑕疵責任、担当責任というか、契約上どういうふうな形になっておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 業者の瑕疵については小豆島町工事請負約款に規定しております。この中で、今回の該当します校舎であれば、木造でなくコンクリートづくりということで、通常の善意な瑕疵については、瑕疵といいますが、善意な修繕等については2年の保証期間で、しかし、瑕疵が業者の故意または重大な過失により生じた場合は、当該請求を10年間行うことができとなっております。これは工事請負契約約款の中で規定しております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 図面のことはよくわからないので質問もしたいんですが、2階、3階においてはいろんな災害、特に地震ですが、おいて人命の尊重という重要な点からして、今後の避難訓練も学校関係あると思いますが、実態に即した図面としてこれが十分に想定される状況の中で反映されてるというふうなもので設計なりつくられているのか。つくられてるとしてのならばどういう点においてはこういう配慮をしたというふうなことになっているのか、なっていないのか、その点について伺います。

議長（中村勝利君） 坂東副主幹。

学校教育課副主幹（坂東民哉君） 2階、3階等の避難等の場合ですけれども、災害時には当然エレベーターは使えませんのでそういう場合は階段を利用することになります。図面で言いますと、左の方に生徒用玄関の方に階段が一カ所、それと真ん中のところのトイレの上側にもう一カ所、一番右側に、特別教室がある方になりますけれども、非常階段

ということで、3つの方向で分散して階段を配置しておりますので、そういう安全性についてはこれで基準をクリアしているというふうに聞いております。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 2階部分に、体育館はまだあれですけど、体育館のところは2階から横へ行くようになってますな、これ、設計上は。それでその場合、体育館の設計は一応前の建設委員会ですか、それでは決定しとんやけども変更の余地はあるというふうに聞いとんじゃけども、その場合の2階の通路がつくところ、2階から体育館へ入るところの通路がつくところの踊り場あたりの設計とかいうのについては設計を変えるということは可能なわけやね。

議長（中村勝利君） 坂東副主幹。

学校教育課副主幹（坂東民哉君） 今の体育館の話ですけども、これでは点線を表示しておりますように現段階では基本設計ということで、図面だけで細かな数量まで拾ったもので表示しているものではありません。ご指摘のあったように、体育館の規模について今後もし変更があればそれに變更するときに合わせてこの通路等についても検討すると、現在の場所をつなぐのか、違う場所へ変更するとか、通路の延長が長くなるとか、当然それも含めた体育館の規模の考え方ということになってくると思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） そうすると、これができてしまってから体育館の建設かかりますわね、校舎ができてから。そうすると、それまでに体育館の設計、もし仮にです、まだわかりませんが、変更になった場合は途中でも変更するという事は可能なわけですね。だけど、体育館の規模がいつの時期に変更するかによっては二度手間になるような可能性があるんやけど、そのあたりはどんなふうに考えとんですか。

議長（中村勝利君） 坂東副主幹。

学校教育課副主幹（坂東民哉君） 今ご指摘のあった点につきましては、はっきり申し上げて当初17年度の基本設計の段階ではこのような形で渡り廊下に接続するという事でございます。現在、校舎の建築を発注したわけでございますけれども、はっきり申し上げて体育館の規模が変更になるということは現時点まではちょっと想定しておりませんでしたので、今後体育館の方の話の進み方と当然校舎の方が、躯体の方が2階とかへ上がって

いくまでにはまだ相当期間があると思います。ちょっと即答はしかねるんですけども、そのあたりは含めて状況を判断して今後してまいりたいと思います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど建設課長の方から言われた悪質と良質の瑕疵いうふうな、その悪質と良質の分けというか、その辺はどういうふうな形になっとんか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 今の時点で悪質かどうかは、ケース・バイ・ケースで悪質とみなすのか、その時の検討になろうかと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成18年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員